

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新職員同僚団体委員及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料	
60	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること。	○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手続の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。 ○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	○管理委託先の一元化により、協定書や仕様書様式等を一本化でき、事務手続が簡素化され事務処理コストが大幅に削減できる。 ○手続の簡素化により、自治体の公営住宅管理業務のアウトソーシングが促進され、地方住宅供給公社等を中心とした広域的な住宅セーフティネットの構築(公営・特公営・民間賃貸等)が期待できる。その一方、自治体の住宅管理業務に割かれていた人工を活用して既存ストックの改修や統廃合等、公営住宅ストックの改善促進に間接的に作用することが期待できる。 ○入居者及び入居希望者側においては、各種申請や問合せ先が管理代行者に一本化され、入居者等もワンストップで手続が実施できることによる住民サービスの向上が期待できる。	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	総務省、国土交通省	掛川市、袋井市	一	沼津市、浜田市、福岡市、大牟田市	○「管理代行と指定管理では、受託者が行える業務の内容に違いがあるため、窓口が管理代行者に一本化されることにより、住民サービスの向上につながる」ことが期待される。また、「管理委託先の一元化は、事務手続きの簡素化になることから、事務処理コストの削減にもつながる。 ○「当市では、公営住宅とその他の種類の住宅との合築住宅や併存住宅が多数ある。改良住宅や更新住宅等は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、指定管理者の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になっている。 ○「改良住宅において、複施設は異なるが公営住宅同様に家賃が応能実費であることから、公営住宅と一元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、I管理者へ委託を行っているが業務が煩雑となっている。 ○「当市では、平成21年度から市営住宅の管理方法として管理代行制度と指定管理者制度を併用した管理を住宅供給公社が行っている。公営住宅法に基づく住宅に係る事務については、指定管理者制度及び市直営で行っていたものを、管理代行制度に移行している(滞幹者、不正入居者等への明渡請求事務は市直営業務)。一方で、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅に係る事務については、管理代行制度に移行した公営住宅と同様の事務を引き続き指定管理者制度及び市直営で行っている。同様の事務手続きでありながら、公営住宅、公営住宅以外で管理方法が異なることは、業務の効率化の観点からすると、非効率である一面がある。市営住宅の管理については、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅にも管理代行制度を導入することにより、市営住宅管理の一層の効率化、入居者サービスの向上が期待できる。また、管理代行制度の拡大は、市営住宅の管理方法の選択肢が広がることにつながり、各々の管理者の管理事務の実情に応じて、きめ細かに管理方法を設定できることが期待される。	【総務省】 公営住宅法第47条第1項に基づく管理代行制度を所管する国土交通省において、検討すべきものである。 【国土交通省】 本提案は、土地区画整理事業及び自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。 なお、公営住宅法の公営住宅以外の住宅の管理を法人その他の団体に委託するため指定管理者制度を用いる場合にあっても、管理代行制度で公営住宅の管理を委託した地方住宅供給公社等指定することは可能である。また、管理代行制度と指定管理者制度の手続きの違いにより、協定書や仕様書等の作成に二重の手続きがかかる点については、管理代行者と指定管理者で協定書等の内容の共通化を図る等の工夫をすることで、煩雑性の軽減、事務処理コストの削減は可能であるほか、委託時期のずれについても、指定管理に係る公費、議会手続等を十分な余裕をもって計画的に行うことで、委託時期にずれが生じないようにすることが可能である。 これらのことから、地方公共団体が独自で整備した住宅等については、管理代行制度を導入する必要性に乏しいと考える。	本提案は公営住宅及び公営住宅に準じて管理している住宅の管理業務の外部委託について、管理戸数の大半を占める公営住宅における管理代行制度をベースに一本化することが最も効果的であることから、その実現により外部委託を継続的に選択しやすい体制を整えることから、その実現により外部委託を継続的に選択しやすい体制を整えることとを目的としており、それらの住宅の指定管理者に地方住宅供給公社を指定することで支援事例の解決に至らない。また、本提案の実現により管理業務の外部委託の選択が容易になることによるデメリットは生じない。 公営住宅の使用関係においては過去の判例等により、入居者決定を除く管理関係の規定は行政処分にあたらず、入居者の選考及び決定は行政処分にあたるとされているが、このことに関する貴省の見解を伺いたい。また、公営住宅以外の住宅において条例規定によりどの範囲まで業務が委託できるかについても明確化されたい。仮に委託可能な範囲を条例で規定することで公営住宅と同様の管理運営を行うことが可能であれば、当市は直ちに条例改正等の必要な措置を講じ、公営住宅以外の住宅について適用する予定である。 なお、第一次回答にある二制度の併用に関する工夫は当市で既に措置済みであり、それでもなお煩雑な事務を業務担当者1〜1.5人が担わざるを得ない地方自治体の実情を御理解いただき、引き続き規制緩和について検討されたい。	有
61	B	地方に対する規制緩和	その他	PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売却制限の緩和	PFI事業契約が締結され、将来、公共又は公用に供されないことが確定している行政財産(土地)については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売却いを可能とすること。	本県では、運転免許試験場の建替整備(現地建替)をPFI事業として実施し、施設の集約化等により余剰地を生み出し活用することとしている。その際、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産については売却ができないとされていることから、施設の建替終了後に余剰地となることが確定している敷地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売却が困難である。 【計画の時系列】 事業スケジュール(予定) ア 事業契約の締結 平成29年10月〔事業契約締結の相手方:PFI事業者〕 イ 施設の設計・建設期間(引き渡し)※この間における余剰地となることが決定している土地の県から第三者への売却が困難 (ア)四輪技能試験コース 平成30年12月末 (イ)二輪技能試験コース、二輪発着場、二輪車庫 平成31年2月末 (ウ)庁舎、四輪車庫 平成32年1月末 (エ)平面駐車場 平成32年10月末 (オ)立体駐車場、四輪発着場、外構 平成33年2月末	公有財産の活用の選択肢が増えることで、次のとおり事業の内容や地域の実情に応じた効率的・効果的な公有財産の活用を図ることが可能となる。 ・ 余剰地の買主及びその事業内容を早期に特定できるため、PFI事業と余剰地の買主による事業を通じた周辺環境対策(両者を通じた交通動線の設定など)や一体的な施設整備を効率的・効果的に進めることが期待できる。 ・ 余剰地の早期売却が可能となり、早期の財源確保が可能となる。	・地方自治法第238条の4第1項 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	総務省	愛知県	一	宮崎市	○「PFI事業における余剰地活用は、財源確保や周辺との一体的な整備に対して有効な手法とされている。 ・PFI事業による民間ノウハウを活用した施設整備では、ハコモノの整備だけでなく、施設を中心としたまちづくりと寄与する整備計画とすることがあり、本提案の実現により、効率的かつ効果的な事業推進が可能になると考える。	貴県の提案は、PFI事業における設計等の進展により余剰(予定)地が確定した段階で、行政財産である当該余剰(予定)地の売却払い契約を締結しようとするものである。 この点、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で当該土地を売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することは可能である。 よって、貴県の提案については、上記に該当する限り、現行法において対応可能である。 なお、昭和58年1月13日行政課決定は変更することとし、通知等により周知を図ることとする。	・総務省一次回答は、本県提案に沿うものである。 ・については、現行の行政課決定(昭和58年1月13日)の変更についての速やかな周知をお願いする。	一
193	B	地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求に係る請求書の様式の見直し	【現状】 住民監査請求の請求書の様式上、請求書の名称が職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職業が記載事項とされている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内との制限がなく、かつに併記し、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。 【具体的な支援事例】 住民監査請求をしようとする者から、なぜ、住民監査請求書という名称でないのか、と聞かれるとともに、職業記載の必要性について問われるが、「様式として定められているので」としか答えられない。	各地方公共団体の監査委員の創意工夫により記載事項の簡素化及び明確化が図られれば、住民監査請求をしようとする住民の心理的負担を軽減することができる。 なお、様式を監査委員が定めることとされた場合、京都市においては、請求書の名称を「京都市住民監査請求書」としたうえで、職業の記載を廃止するとともに、請求の要旨に記載すべき事項を明確化したいと考えている。	地方自治法施行令第172条並びに地方自治法施行規則第13条及び別記様式	総務省	京都市、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市	一	郡山市、ひたちなか市、新堀区、浜松市、山陽小野田市、熊本市、沖縄県	○業務に支障が出ているとまでは言えないが、住民監査請求の要件や請求書の記載事項を十分に理解し、申請まで行うことが区民にとってはハードルが高い部分もある中で、表題が「職員措置請求書」と定められていることが一層混乱を招いている面がある。表題や様式を平易で分かりやすいものに改正していきたいと考える。 ○住民監査請求をしようとする者から、住民監査請求をしようとしているのに何故職員措置請求書という名称の書類をかなければならないのかと質問をされたことがある。	住民監査請求は、住民訴訟の前置手続であることから、各地方公共団体のみで完結するものではないため、その請求書の様式についても全国的な統一性が求められるものである。したがって、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)に定められている職員措置請求書に記載すべき事項を、各地方公共団体の監査委員の裁量により変更を可能とすることはできない。 なお、住民監査請求を行う場合の請求書における「請求の要旨」に係る字數制限(1,000字以内)は、その制限について合理的な理由が考えられず、むしろ、請求時段階において、住民が書面で十分な主張を行うことができるようにするために、平成14年の地方自治法施行令の一部改正により廃止されたものである。 また、住民監査請求の請求書が地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法第242条が、監査を通して、地方公共団体の職員等が行った行為に関して必要な措置を講ずべきことを請求するものであり、それを明らかにするためである。 職業の記載については、職業が、個人を識別するための情報として有効なものであることから記載事項としているものであるが、個人識別情報のあり方については検討することとする。	行政不服審査法に基づく審査請求は、行政事件訴訟の前置手続となっているものもあるが、審査請求書については、記載事項が法定されていない一般住民であることを考慮すると、現行の地方自治法施行規則の様式のみを見て、適法な請求といえるに足るだけの内容を請求書に記載することができるとは考えがたく、請求書に何を書けば住民に分かりやすく示すべきであるとともに、その様式まで全国的に統一する必要があるとまでは考えがたい。 また、請求人が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、現行の地方自治法施行規則の様式のみを見て、適法な請求といえるに足るだけの内容を請求書に記載することができるとは考えがたく、請求書に何を書けば住民に分かりやすく示すべきであるとともに、地方自治法第242条第1項の規定に基づく請求は一般に住民監査請求と呼ばれていることからして、住民監査請求書とした方が住民に分かりやすいことは明らかである。 そうすると、住民監査請求は、請求人の氏名及び住所、請求の要旨並びに請求の年月日を記載した文書により行うこととし、その文書の様式は監査委員が定めるとすることは可能であると解される(京都市における様式案は、補足資料のとおり)。また、仮に様式の統一が必要であるとしても、住民目録を踏まえて、分かりやすい様式に改められたい。 なお、職業については、職業の記載を欠いた請求書であっても、それだけで不合法とすることはできないと解されていること(佐井光明著「素説住民訴訟と自治体財務(改訂版)」(学陽書房、2002年)46ページ)。具体的な就業先が記載されているものではなく個人識別情報として十分なものとはいえないことから、請求書の記載事項から早急に削除すべきである。	有	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※平30対応方針（平30.12.25閣議決定）に記載があるものは当該後発を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
60	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 地方公共団体は、地方自治法に基づく指定管理者制度や、条例により独自に定めた管理代行制度により、入居者決定等の行政処分を含め、地方公共団体が独自に整備した住宅（以下「独自整備住宅」という。）の管理事務を外部委託することができると解してよいのか。 ○ 公営住宅法の「公営住宅」に適用される高額所得者に対する明渡請求（法29条）や公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求（法38条）は、借地借家法の特例として定められていることを踏まえても、独自整備住宅について、当該地方公共団体の条例等で同様の制度を定めた場合に、事業主体や指定管理者、その他管理委託を受けた者において実施することができると解してよいのか。 ○ 公営住宅法に規定されている入居者の収入調査等（法第34条、収入状況の報告の請求、他の地方公共団体等からの税務情報の入手等）は、独自整備住宅についても、管理条例等により、外部委託することができると解してよいのか。 ○ 独自整備住宅について、指定管理者制度及び条例により独自に定めた管理代行制度によって、具体的にどこまでの事務範囲を委託できると考えているのか。また、公営住宅について、指定管理者制度により委託可能な事務範囲及び地方住宅供給公社が指定管理者である場合に委託可能な事務範囲に違いが生じるかについても、お示しいただきたい。 また、その内容については、地方公共団体等による住宅運営に資するため、地方公共団体等へ周知するべきではないか。 ○ 公営住宅と同様の利用・管理がなされている独自整備住宅について、事務の委託、高額所得者への明渡請求、入居者の収入調査等が公営住宅と同様に実施することが仮にできないのであれば、独自整備住宅を公営住宅へ転用することを可能とする法律上の措置をとるべきでないか。	【総務省】 ご要望のあった住宅のうち、公営住宅法等の法律の規定による管理が行われない「公の施設」については、業務の民間委託のほか地方公共団体以外の者に管理を行わせるためには、地方自治法の指定管理者制度による必要がある。したがって、公営住宅法の管理代行制度類似の制度を条例で設けることはできないと考える。指定管理者制度においてどのような対応ができるか国土交通省とも検討して参りたい。 【国土交通省】 本提案は、土地区画整理事業及び自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。 その上で、公営住宅への指定管理者制度の適用に当たっては、個別法たる公営住宅法の一定の制約を受けるが、地方自治法上の「公の施設」となる地方公共団体が独自に整備した住宅等において指定管理者制度を適用するに当たってはそのような制約はないものと考えている。（具体的にどのような対応ができるか総務省とも検討してまいりたい。） なお、公営住宅の使用関係についての法的性質については、「公営住宅法の一部を改正する法律等の施行について」（平成8年住宅局長通知）において、法第25条に基づく入居者の決定及び法第34条に基づく入居者の収入状況の報告の請求を除き、行政不服審査法及び行政手続法に規定する「処分」には該当しない旨お示しているところ。	6【総務省】 （3）地方自治法（昭22法67）及び公営住宅法（昭26法193） （イ）地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかず設置し、公営住宅（公営住宅法2条2号）と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅（以下「独自住宅」という。）の管理については、指定管理者制度（地方自治法244条の2）に基づき公営住宅法第3章の規定による管理業務（入居者決定（同法25条）、明渡請求（同法29条及び32条）及び収入状況の調査（同法34条）を含む。）と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 （関係府省：国土交通省） （ii）独自住宅の建替えについては、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法（平3法90）の規定の適用を受けない公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求（公営住宅法38条）の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に同明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 （関係府省：国土交通省）	（イ）（ii） 通知	（イ）（ii） 平成30年3月30日	（イ）（ii） 平成30年3月30日付けで総務省及び国土交通省より「指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について」（総行経第115号）及び「地方公共団体が独自住宅に関して条例に公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意事項について（通知）」（国住備第483号）を地方公共団体宛てに発出。	
61	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。			6【総務省】 （2）地方自治法（昭22法67） （ii）行政財産の管理及び処分（238条の4）については、公共施設の集約化に当たっての効率的かつ効果的な施設整備や余剰地の利活用の促進等に資するよう、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	通知の発出	平成30年3月26日	—	
193	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		住民監査請求は、住民訴訟の前置手続として各地方公共団体内のみで完結するものではないため、その請求書の様式についても全国的な統一性が求められる。したがって、地方自治法施行規則別記様式（第13条関係）に定められている職員措置請求書に記載すべき事項を、各地方公共団体の監査委員の裁量により変更可能とすることはできない。 また、請求書の様式において、請求の要旨に記載すべき事項を詳細に規定することは、請求しようとする者が地方公共団体の行政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、むしろ請求をためらわせることになるおそれがある。住民監査請求制度は住民にとって利用しやすい制度であるべきことから、請求の要旨については任意に記載できることが求められ、仮に記載内容に不備がある場合には、請求書に添付する事実を証する書面等をもとに補正させることにより対応するべきである。 住民監査請求の請求書が地方自治法施行規則別記様式（第13条関係）において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法第242条が、監査を通じて、地方公共団体の職員等が行った行為に関して必要な措置を講ずべきことを請求するものであることを明らかにするためであり、住民監査請求の内容をより正確に表したものである。 職員措置請求書における職業の記載については、個人情報情報のあり方を踏まえ、削除する方向で検討し、平成29年末に行われる、地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定前には結論を得ることとする。	6【総務省】 （2）地方自治法（昭22法67） （イ）住民監査請求に係る職員措置請求書（施行規則13条）については、平成29年度中に省令を改正し、施行規則別記様式における職業の記載を削除する。 省令改正により職業欄を削除	平成30年3月29日公布 平成30年4月1日施行	—		

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規員同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
42	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	大規模災害発生時において、県域を超えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	【支援事例】 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。 各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	【効果】 被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期的に大量の応援職員を確保する必要が生じる。 災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	内閣府、総務省	九州地方知事会	大分県提案分第149回九州地方知事会議特別決議採択	酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大阪府、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市	○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿舎方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援をする側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動をするこは、大変有用であると考え。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。 ○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成28年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義(最終的に誰が負担するのか)が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならぬ状況にあった。提案内容のような広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にしていた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものと考え。 ○平成28年熊本地震の際には、法的根拠がないままで、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。 ○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めているものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。	御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。	提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。	—

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.29閣議決定）に記載があるものは当該後継を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
42	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○今後、内閣府(防災担当)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めて参りたい。	6【総務省】 （11）災害対策基本法（昭36法223） 都道府県と区域内の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の一体的な応援については、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府）	法律	平成30年6月27日公布・施行	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（平成30年3月9日閣議決定）において災害対策基本法の一部改正法案を第196回通常国会に提出し、同年6月19日法案成立・平成30年6月27日付け、府政防第812号・消防災第118号・総行公第 82号文書「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害対策基本法の一部改正」について、各都道府県を通じ、地方公共団体に対し周知を行った。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規員団提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
310	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のままで土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされており、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	一	福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市	○ 本案の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。 速済1案件につき匿名名簿で、相続関係図の作成(3～6ヶ月)、行方不明者の調査(3～6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってみたい。 ○ 本案においても同様の支援事例があり、時間的、予算的な負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされており、表題部のみ49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中) ○ 道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されており、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。 ○ 相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。 ○ 市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市縁辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が権家や住民の共有持分になっていることもあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持分の共有地のみならず、個人所有者でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が激しくなると更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。 ○ 急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者があり、住民票、住民票(除票)、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから従前の能力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず、現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報と照会中である。急傾斜事業のための用地補償費は廉価であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。 ○ 河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。 ○ 道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。 ○ 本案では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに多大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。 ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみで登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成28年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。 ○ 都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外居住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が継続し、事業者手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改正が必要であると考え、これにより、内話者と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内話者を巻き込むことなく(真)に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に資するものと考え、	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。	所有者を特定することが困難な土地については、支援事例にあるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。	一

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.29閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
310	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017（平成28年6月9日閣議決定）等も踏まえつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。 国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ、同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 （参考URL： http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html ）	6【総務省】 （17）所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 （関係府省：内閣官房、法務省、農林水産省及び国土交通省）	法律	平成31年6月までに施行予定	所有者不明土地の利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 （「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号））	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他 (特記事項)	<新規員同僚団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
297	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード申請受付の条件緩和化	通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請はJ-LISで受付できなくなってしまうが、これを受付可能にすること。 また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12桁のマイナンバーを書き忘れると申請が受付にならない上に住民への連絡も行われていないため、混乱が生じていることから、申請を受け付けるか又は、不備の連絡を住民に行うようにすること。	【制度改正の経緯】 ・転居等により通知カードの記載事項が変更になった後、通知カード付属の申請書等最新でない申請書ID が記載された申請書で、住民が申請を行うとマイナンバーカードが作成されない。 ・申請書にマイナンバーを書き忘れる等により、カードが作成されない。 ・市区町村を跨ぐ異動後に、転入前に通知カードとともに送付された最新でない申請書ID が記載された申請書で申請を行ったため、マイナンバーカードが転入前市区町村へ送付され、転入前市区町村が転入市区町村へ、当該カードを廃棄した旨を連絡する必要が生じている。 また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12桁のマイナンバーを書き忘れると申請が受付にならない上に住民への連絡も行われていないため、混乱が生じていることから、申請を受け付けるか又は、不備の連絡を住民に行うようにすること。	【住民の利便性の向上】 最新でない申請書IDが記載されたマイナンバーカード申請書を用いて申請してしまった場合でもカードが作成されることにより、再申請の必要がなくなる。 【行政の効率化】 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担がなくなる。 「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に該当する申請書が作成・交付された場合、申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担がなくなる。 「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に該当する申請書が作成・交付された場合、申請書IDが記載されたマイナンバーカード申請書を用いて申請してしまった住民に対し、再申請を促すことや、「転入後に交付申請を行った者に係る個人番号カードが転出地市区長村に送付された場合の事務処理について(平成28年2月4日付け総行住第18号通知)」による事務負担がなくなる。	総務省	郡山市	別紙あり ・制度改正前後のフロー比較	旭川市、秋田市、大館市、山形市、鶴岡市、川西町、いわき市、日立市、朝霞市、桶川市、船橋市、八王子市、青梅市、川崎市、新潟市、上越市、福井市、多治見市、北方町、島田市、愛西市、豊橋市、春日井市、豊田市、竜岡市、大阪市、八尾市、神戸市、松江市、浜田市、出雲市、広島市、山陽小野田市、高松市、松山市、宇和島市、東温市、北九州市、柳川市、朝倉市、大刀洗町、佐賀市、長崎市、大村市、五島市、宮崎市、都城市	○最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行った場合、申請が受理されずその事実が月1回のJ-LISから市町村への情報提供により判明する。これを受けて、市町村は申請書へ再申請が必要となる説明を添えて、最新の申請書IDが記載された申請書を作成・交付しなければならぬ。(月50件程度) ○申請者は、再申請が必要であることを知るまでの期間に加え、再申請から交付までに要する期間の長期にわたり交付待ちの状態となる。 ○市町村側は、住民の氏名、住所等に変更がある際、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生しており、制度改正が必要である。 ○マイナンバーカード申請時に手書き用の申請書を用いた場合、個人番号の記載欄に不備があると、申請が受けられないまま申請者にも住所地の自治体にも受付されなかったことの連絡がない。 そのため申請者はいつまでも何の連絡もなく、理由もわからないままカードが発行されない状態となっており、苦情の原因となっている。 自治体も受け付けていないことの事実がわからなかったため、J-LISへの確認や申請者への説明に多大な時間を要することとなっている。 このため、今後は書類の不備で受付できなかった場合はJ-LISから本人あるいは自治体へ受付できなかった理由を明らかにした上で連絡をさせていただきたい。 ○申請が受けられなかった者の情報提供及び個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象について住民側への連絡等の対応が月10件程度あり、今後も送付先情報が変更になることが見込まれるため市区町村から住民への連絡増加が予想される。なお、転出した後に個人番号カードが前住所へ届いた者の転出先の市区町村への連絡も増加しており、上記同様他市への連絡対応、住民への連絡対応の増加が予想される。いずれのケースも住民側でなく市町村を通して連絡を行うため時間がかかっているのが現状である。申請書IDが変更になっても受付を可能にする又は、申請を受けできなかった旨の連絡をJ-LIS側より行っていたくよう制度改正を要望する。 また、手書き用の申請書を住民側がJ-LISに送付したもののについては住民側、市区町村へも不備の連絡がなされず本市でも住民側への説明に苦慮している。そのため受付できなかった旨の対応について今後、J-LIS側で行っていただくよう制度改正を要望する。 ○通知カードに付属するマイナンバーカード申請書の氏名・住所等に変更があった場合、同申請書での申請ができない。カード申請後に住所異動した場合は、異動前の市町村にカードが送付されるが、当該カードは破棄し異動後の市町村にその旨連絡し、申請者は異動後の市町村で改めて申請しなければならない。 また、マイナンバーカードの申請状況等がシステムにおいて確認できないため、住民の照会に対して必ずコールセンターへの問い合わせが必要である。 郡山市の支援事例は、全市町村で同様の取扱となっており、申請者においても市町村においても事務及び手続負担軽減を図るため制度改正が必要である。 ○氏名については主として戸籍の届出により変更になるため、マイナンバーカードの申請書を発行する住民登録地市区町村にお客課本人が発行することなく、通知に基づき修正されることも多い。この場合、本人に新しいマイナンバーカード申請書を交付することなく、マイナンバーカードの申請書IDが変更されてしまう状況である。 住所についても、例えば代理人が住所変更の手続きを行った場合等により、本人に新しいマイナンバーカード申請書を交付できないことも多い。 さらに、外国人の在留情報については、基本的に法務省からの通知により修正され、その際にも新しいマイナンバーカード申請書を交付することなく申請書IDが変更されてしまうことが多い。 上記などにより、申請書IDが変更となってしまうカードが作成されなかった対象者については、J-LISから市区町村に通知がきたのちに、市区町村から住民に通知を送る経緯となっている。 これにより、市区町村が住民に通知を送る負担が増えるだけでなく、住民がマイナンバーカードを再申請する必要が生じてしまうため、住民がカードを受領するのにより時間がかかってしまうという問題が発生している。 ○当市においても、郡山市と同様の理由により、市民がマイナンバーカード(以下「カード」という。)の交付申請を行ってもカードが作成されない事例が月500件程度ある。 当該事例については、毎月地方公共団体情報システム機構から情報提供を受けた後に、カードが作成されない原因を把握し、申請者へ再度交付申請による連絡を行っているが、①申請日から申請者へ連絡を行うまでに1か月以上の時間を要していること、②再度交付申請を行うには、申請者に除写真を再度用意する等の負担が生ずること、③交付申請書を受け付けてできない理由を説明しても、役所側の理由であるとして申請者の理解を得られないことから、苦情の原因になることが多く、申請者が交付申請を取り止めるなどカード普及の支障になっている。 ○本市においても、同様の事例が発生している。特に申請に不備がある場合で、その不備の内容がJ-LISから申請者に連絡等がされていないため、「マイナンバー-総合フリーダイヤル」に市民が直接問い合わせたが、市に問い合わせようと思われたいとのため、J-LISに問い合わせた内容がわからないため、適切な対応を取れないケースもあり、場合によっては、申請書自体がJ-LISに届いておらず、個人情報どこかに漏れているのではないかとといった申請者が不信感を抱くケースに発展したこともある。			

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.29閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
297	【浜西市】 （手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、その他の記載事項から可能な限り住所を特定し、住所地市区町村に申請不備の連絡を行い、住所地市区町村より住民へ連絡を行うようにしているため、今後もこの取り扱いを徹底する。）について、市に対して、不備についての連絡は通一でできないが、マイナンバーカード普及率の向上のためにも、所を待つて連絡を行ったと考えるものか確認が見て分かるような文章で明確に示していただきたい。 取扱いについて、周知及び変更を徹底をお願いしたい。 【春日井市】 各自治体が改善を求めている事案は、マイナンバーカードの申請に関して、個人の特定に必要な氏名、住所等の情報について申請書の記載に問題があつて発生しているのではない。J-LISがマイナンバーカードの申請受付に関して、申請書のみで個人を特定していることが様々な事象を生み出しているものである（しかも、この申請書IDは手書き用申請書使用時は必須項目とされていない。） この事案は、申請書IDのみで個人を特定するJ-LISの受付プロセスに問題があるわけであり、申請書ID以外の個人を特定する情報を利用することによって解決できると思われる。例えば、マイナンバーが一覧していれば、統合端末で出力された申請書や通知カード下部の申請書であっても、作成時点の最新の4情報でカードが作成され、その最終住民登録地の自治体に送付されるように取り扱い願いたい。 また、後段の手書き用申請書の件に関しても、現在の取り扱いで何の連絡もなされていないという問題が発生しているのに、単に徹底することのみで再発防止が担保されるのか疑問である。支障事例の解明につながるよう、対応を検討していただきたい。 【豊田市】 合わせて統合端末から出力する、個人番号カード交付申請書について、QRコードが印刷されるようにし、スマートフォンよりまちなか専任職から申請できるような改善を図るよう検討していただきたい。 【松江市】 手書き申請書で不備があつた場合の対応については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から市町村への連絡はされておらず、J-LISは個人番号プロセスが推進型に転換確認したところ、申請者本人にも住所地市区町村にも連絡をしていないとの回答を受けたところである（H29.8.4）。 総務省はJ-LISの現在の対応状況を確認いただき、早急に見解にある運用を行っていただきたい。 【大井町市】 手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、住所地市区町村に申請不備の連絡を行っているところだが、不備連絡には不備の理由が明記されておらず、市区町村は住民に対し不備となった明確な説明ができていない状況である。今後もこの取扱いとするならば、不備理由も添えて通知を行うように要望する。そもそも、住民が特定できているのであれば、市区町村に連絡するのではなく、直轄住民本人に連絡をすべきである。住民に直接連絡を行えば、市区町村が住民に通知する責任がなくなるだけでなく、住民は再申請が必要なることを知るまでの時間も短縮できるため、カードをより早く受領することができる。従って、いずれかの取り扱いに改正していただくようお願いする。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			氏名・住所等の記載事項変更後に通知カードに付属する交付申請書を利用して申請については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、原則として交付を可能とするように検討しており、可能な限り早期に方向性を示し、各市区町村に周知する。 手書き用申請書については、記載事項の不備により住民・住所地市町村のいずれも特定できず、不備連絡を行えない申請書が存在する一方で、記載に不備があつてもその他の記載事項から可能な限り住民を特定し、本来法令上交付事務を行うこととされている住所地市区町村へ不備連絡を行うことで、住所地市区町村において該当の住民の存在を確認すること等により不備に対応している（一部不備があつても、可能な限り交付処理を進めるように努めることが前提）。今後は、申請不備があつた際には、不備理由を明確にした書面等て住所地市区町村へ情報提供を行うことでJ-LISと住所地市区町村とが連携して申請情報を補足して可能な限り申請を受け付けること等により、申請不備への対応方法の改善に努める。	6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （16）氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、交付を可能とする方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であつて、当該申請書の記載に不備があつた場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体情報システム機構から住所地市町村（特別区を含む。）へ情報提供を行うことと努により、両者が連携して申請受付事務を円滑に行えるよう対応方法の改善に努める。	（前段） 新システムの開発・運用 （後段） 運用改善	（前段） 対応済み （後段） 対応済み	（前段） 氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、検討の結果、システム改修等を行い、記載事項変更前の交付申請書を用いた場合でも、変更後の情報に基づき申請受付を可能とした。 （後段） 手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であつて、当該申請書の記載に不備があつた場合については、地方公共団体システム機構において以下の対応を行うこととした。 ①手書き用申請書に記載された4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）等により、申請者を可能な限り特定して、カード管理システムに有効な申請書IDが存在することを確認した場合は申請を受け付け。 ②カード管理システムに有効な申請書IDが存在しないことを確認した場合であっても、当該申請者の住所地市町村（特別区を含む。）にその旨の情報提供及び申請書IDの作成等の依頼を行い、新たな申請書IDが作成されたことを確認した場合は申請を受け付ける。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規員同僚提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
285	B	地方に対する規制緩和	その他	寄附金税額控除に係る申告特例通知書の様式の見直し	ふるさと納税における「寄附金税額控除申告特例通知書」について、申告特例の求めを行った者1人につき1枚の様式で通知しているが、複数の者を一覧表として通知できるよう当該様式に見直すこと。	【現状】平成 27 年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入され、確定申告が不要な給与所得者等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に対して申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられるようになった。当該申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、当該者の寄附金額等を「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」により通知することとなっている。【支援事例】同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、申告特例を求める人が多数の場合は、相当数の通知書を作成する必要がある。また、通知書は、住所、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額を記載するが、個人番号については厳重な取扱いを要することから、通知書を多数作成しなければならない場合は、作成の手間に加え、情報管理等の負担が重たくなっている。なお、通知書の受け手側の市町村については、一覧表であっても、一枚づつであっても、作業に大きな変化はなく、むしろ一覧表で管理し入力したほうが作業はしやすくなると思われる。ただし、「各寄せの際に事務が複雑になる」、「複数の様式が存在すると手続きミスにつながりかねない」との意見もあることから、様式を一覧表に統一する際には電子データによるやりとりを可能とされたい。【参考】 洲本市申告特例通知実績】平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:5,051通(人)、660団体・区 ※推定作業時間 5,051通×5分/1通=約421時間 ※1通の通知書作成は約5分程度	・地方税法附則第7条第1項 ・地方税法施行規則附則第2条の4、第55号の7 ・「地方税法の施行に関する取扱いについて」第2章24の6(6)、(7)	総務省	兵庫県、 洲本市、 和歌山県、 鳥取県、 徳島県	—	旭川市、鹿角市、山形市、 三条市、山梨市、豊田市、 出雲市、高松市、大牟田市	○【支援事例】平成27年度税制改正において、ワンストップ特例申請が導入されてから、当該申請に係る事務量が増大し、1月10日までに申請書の受付を締め切り、1月末までに居住自治体に通知を発出しなければならないことから、1人に付き1枚の通知を送付することは、スケジュール的にも非常に厳しいのが現状である。試行錯誤しながら遅延につながらないよう、事務を遂行しているが、その期限を過ぎて送付してしまった場合、居住自治体より送付遅延により受付を拒否され、結果、寄附者が確定申告をしなければならなくなり、不利益が生じたケースがあった。【制度改正の必要性】同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、大量の通知書を送付する必要があり、必要な情報をリスト化して送付することは煩雑する事務の簡素化、ペーパーレス化の観点からも非常に大きい。また、個人情報保護の観点からも、様式改正することで、大量の通知の保管等、送付及び送付先自治体の負担軽減につながり、当該特例の運用の向上につながる。【参考】 他市申告特例通知実績①】平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:13,075件、919自治体(特別区等含む。)※ 当市におけるワンストップ特例に係る業務(申請受付から通知送付まで)の推定時間は概ね5分13,075件×5分=1,089時間○「寄附金税額控除申告特例通知書」は、提案市同様事務負担の、個人番号の取扱いにより情報管理等の負担が重くなる一方である。一覧表にすることで、送付の枚数や作業量が削減される。【参考】 他市申告特例通知実績②】平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:207通、127団体・区 ※推定作業時間207通×5分/1通=約1,035時間※1通の通知書作成は約5分程度○当初課税準備の繁忙期における事務の効率化は重要な課題であるが、 当市における平成28年中の寄附に係る申告特例通知の受領件数は1万通を超えており、事務作業の手間が増大している。現在は、課税処理のために、通知1枚ごとに個人管理番号を転記したり、ハンチ項目に記号を付すなどの準備作業を行ううえで、ハンチしデータ化を行っている。申告特例通知が一覧表になり、かつ電子データでの受領が可能となれば、準備作業が大幅に軽減され、ハンチが不要になることから、当初課税事務の大幅な効率化が図られる。○「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」については、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、本市においても、平成28年分は約2,900通の通知書を作成する必要があり、データ作成・印刷等にかかる時間を要した。また、通知書には個人番号の記載があることから、慎重な取扱いが必要と判断し、約670の自治体に簡易書留にて送付したため、郵送経費がかなり増加した。そうしたことから、事務・経費削減のために、自治体ごとに一覧表で通知する様式に変更し、電子データでのやりとりを可能としてほしい。ただし、電子データのやりとりは、個人情報の漏えい等生じないように慎重な送付方法を検討してほしい。また、当市の通知書を受け取る側においては、個別に賦課資料を管理しているため、一覧表のデータから個別資料が作成できるようにしてほしい。	○ 申告特例通知書を受け取る地方団体においては、受け取った申告特例通知書を寄附の受入団体ごとに管理しているのではなく、個人ごとに管理していることから、寄附の受入団体から寄附者の住所地団体に対する複数の申告特例通知書を一覧表化すると、事務負担が増大するため、慎重に検討する必要がある。	個人毎に通知書をデータ化し管理している団体は、申告特例通知書を一覧表とすることで事務負担が増大するとの指摘だが、その原因は紙ベースでの通知に限られていることにある。様式を一覧表に統一しても電子データによるやりとりを可能とすれば、データの編集が容易になるため、送付・受入の双方によって事務負担の軽減になると考える。電子化に当たっては、紙ベースでのやりとりのみであった扶養是正情報を、事務負担軽減の観点からeLTAXを活用して国及び市町村間でやりとりが可能となったように、eLTAXを活用して申告特例の通知を行うことができるように検討をお願いしたい。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.29閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
285	【豊田市】 当市では、平成28年中の寄附に係る申告特例通知を1万通超受領しているが、通知書自体を個人ごとに名寄せして管理することではなく、資料番号等を附し、データ化して管理しているため、申告特例通知が一覧表になることによって、事務負担が増大することはなく、管理しやすくなる。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう総合的に検討すること。		申告特例通知書のオンライン送付については、地方団体における事務の簡素化につながる可能性があると考えているが、eLTAXを活用する場合、そのシステム改修費及び運営費については、地方税電子化協議会の会員となっている全ての地方団体から負担を求めることとなるため、システム整備の内容やそれに要する費用率に関する提案団体以外の地方団体の意見も確認しながら検討する必要がある。	6【総務省】 (9)地方税法（昭25法226） （1）都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の申告特例通知書の送付（附則7条）については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会と協議を行いつつ、地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用して電子的送付を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平30＞ 6【総務省】 (5)地方税法（昭25法226） 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の申告特例通知書の送付（附則7条）については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会との協議結果を踏まえて関係省令を改正し、2019年1月から地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用した申告特例通知書の電子的送付を可能とする。 〔措置済み（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）、平成30年4月1日付け総務省自治税務局市町村税課長通知）〕	省令改正（実施済） 通知等（実施済）	平成31年1月	地方税ポータルシステム（eLTAX）を運営する地方税電子化協議会において検討を行い、平成31年1月から申告特例通知書の電子送付が可能となるようシステム改修等の準備を行うことを決定。総務省では、対応方針及び地方税電子化協議会における検討結果を踏まえ、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）を一部改正、地方税電子化協議会及び各地方団体において、実務的に必要な準備を行った上で、平成31年1月から申告特例通知書の電子的送付を開始。（実施済）	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現により住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規員同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
19	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律においては、情報連携に必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ない」と認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考える。なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が認定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令第13条第2号	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市	—	矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県那珂川町、志免町、須恵町、経営町、丹波町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福岡市、佐賀県、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、鹿本市、玉東町、南阿蘇村、和木町、菊陽町、南阿蘇村、氷川町、津奈木町、錦町、大分県、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、千桜村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会	○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。 なお、昨年度は、当町においては101人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。 ○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望とおり情報連携の項目への追加が必要である。 ○当市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としており、当該事例については関係所管課への照会や被接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令第13条第2号イで規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。当市では、予防接種法第28条ただし書きに基づく実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課税状況を確保している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報が確認できない。同条のいう「経済的理由により、その費用を負担することができない」者を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと解する。他の法律に基づく事例においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事務についても同様の措置を望むものである。 ○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているため、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。 ○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象者となるため、特定個人情報情報の利用が可能となることにより、利便性の向上に寄与すると思われる。 ○生活保護受給証明書の提出は求めているが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。	住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	—		

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.25閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
19	－	－	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはしめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいたきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	厚生労働省において、当該情報の必要性や当該事務の効率性などを検討の上、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。	6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （1）予防接種法（昭23法68）による予防接種の実施に関する事務（別表2の16の2）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務（別表2の18）については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	法律 省令 通知	【法律】平成30年6月27日公布 令和元年6月1日施行 【省令】平成31年2月6日公布 令和元年6月1日施行 【通知】情報連携の本格運用の開始に係る周知について、 （内閣府及び総務省）令和元年10月24日 （厚生労働省）令和元年10月25日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を一部改正し、予防接種法による実費の徴収に関する事務について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加。 情報連携によって生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を一部改正。 令和元年6月17日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月10日に内閣府及び総務省から、同年6月12日に厚生労働省から、それぞれ各都道府県宛に通知。 令和元年10月30日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月24日に内閣府及び総務省から、同年10月25日に厚生労働省から、それぞれ各都道府県宛に通知。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 （特記事項）	＜新規員団提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料	
20	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報とは、予防接種に関する記録に関する情報がある。 しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市	—	矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、刈谷市、大治町、伊丹市、山形県、防府市、美祢市、福岡県、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、大牟田市、古賀市、福津市、うきは市、宮崎市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福岡市、佐賀県、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、杵坂市、西海市、壱岐市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値川町、佐々町、熊本県、熊本市、菊池市、宇土市、玉東町、南関町、和木町、南阿蘇村、津奈木町、錦町、大分県、中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、隼鷹村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾根市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇佐村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知多町、与論町、沖縄県、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、南風原町、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会	○身体障害者手帳1級を所持されている方についてB類疾病の予防接種の対象者としており、予防接種の際には身体障害者手帳の持参を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、身体障害者手帳の交付に関する情報を情報連携の項目に追加が必要である。 なお、昨年度は、当県内の3市1町において、計123人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。 ○現在、当局においては、障害者福祉の担当課へ案件ごと照会を行うことで対応している。本件の規制緩和が行われた場合、事務処理の円滑化が期待される。 ○予防接種の実施において、B類疾病に係る予防接種の対象者を把握する際に身体障害者手帳の提示を求めることになるが、手帳を持参いただく市民及び手帳の記載内容を確認する市担当者双方に手間がかかっているのが現状である。提案のような情報連携が可能となれば、市民の利便性の向上及び市の事務処理の効率化が図られると考える。 ○障害者手帳に関する事務の権限は県にあるため、本人からの障害者手帳の提示により確認しているので、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。 ○情報連携により身体障害者手帳に関する情報を確認することが可能となれば、窓口で手帳を提示させることがなくなり市民サービスの向上に繋がることから、上記制度改正は必要なものであると考える。 ○予防接種の実施に関する事務において身体障害者手帳の交付に関する情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望とおり情報連携の項目への追加が必要である。 ○予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めており、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されている。 ○障害の程度を確認するために身体障害者手帳の情報を確認することが、最も適切であると考え、接種時に身体障害者手帳を持参されていない場合もあり、対象者であることを確認するために情報照会ができることよ。 ○60歳以上65歳未満の接種者数（平成28年度 インフルエンザ：17件、肺炎球菌：0件） ○身体障害者情報は本庁舎の担当課で把握しているために即時で資格を確認するには障害者手帳の提示を求めるしか方法がなく、町民及びその手帳を確認する保健センター職員の双方に負担が生じている。	まず、厚生労働省において、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における障害者関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。	住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	—	
53	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し（母子保健法第二十条による養育医療の給付）	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支援事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行うにも必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条 ・母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知）	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、常総市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、雲仙市、熊本市、延岡市	○当該団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の写（1面）又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税から市町村民税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きくなり、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同様に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。	事務の所管省庁において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていいただきたい。	—
54	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し（児童福祉法第二十条による療育の給付）	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支援事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行うにも必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知）	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。	事務の所管省庁において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていいただきたい。	—

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況										
管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.25閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
20	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目標として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早速に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	厚生労働省において、当該情報の必要性や当該事務の効率性などを検討の上、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。	6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （1）予防接種法（昭23法68）による予防接種の実施に関する事務（別表2の16の2）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務（別表2の18）については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	法律 省令 通知	【法律】平成30年6月27日公布 令和元年6月1日施行 【省令】平成31年2月5日公布 令和元年6月1日施行 【通知】情報連携の本格運用の開始に係る周知について、 （内閣府及び総務省）令和元年10月24日 （厚生労働省）令和元年10月25日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を一部改正し、予防接種法による実費の徴収に関する事務について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加。 情報連携によって生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を一部改正。 令和元年6月17日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月10日に内閣府及び総務省から、同年6月12日に厚生労働省から、それぞれ各都道府県宛に通知。 令和元年10月30日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月24日に内閣府及び総務省から、同年10月25日に厚生労働省から、それぞれ各都道府県宛に通知。	
53	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目標として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である、との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	事務の所管省庁において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。	6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ii）母子保健法（昭40法141）20条1項に基づく養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務（別表2の70）については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	・全国主管課長 会議において 周知 ・通知等	・平成30年度 ・【通知】「未熟児養育医療費等の国庫負担について」令和元年12月27日発出	厚生労働省において「未熟児養育医療費等の国庫負担金について」（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0626第3号厚生労働事務次官通知）の改正等、必要な措置をする旨を全国主管課長会議にて報告。 「未熟児養育医療費等の国庫負担について」令和元年12月27日厚生労働省発子1227第1号厚生労働事務次官通知）を発出し、必要な措置を講じた。	
54	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目標として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である、との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	事務の所管省庁において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。	6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （iii）児童福祉法（昭22法164）20条1項に基づく療育の給付、同法22条1項に基づく助産の実施、同法23条1項に基づく母子保護の実施又は同法33条の6第1項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（別表2の16）については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	・全国主管課長 会議において 周知 ・通知等	・平成30年度 ・【通知】「未熟児養育医療費等の国庫負担について」（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0626第3号厚生労働事務次官通知）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生労働省発子06号厚生労働事務次官通知）の改正等、必要な措置をする旨を全国主管課長会議にて報告。 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和元年12月27日厚生労働省発子1227第1号厚生労働事務次官通知）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和元年10月18日厚生労働省発子1018第2号厚生労働事務次官通知）を発出し、必要な措置を講じた。		

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規員同僚案図表及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料	
35	B	地方に対する規制緩和	その他	国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能とする	現在、国勢調査情報の利用が可能な基幹統計調査では、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写により調査区の確認をしている。 複写が禁止されている調査世帯一覧を、調査区地図及び調査区要図と同様に複写可能としていただきたい。	調査世帯一覧を転記するためには、通常1時間程度の時間を要し、調査員に負担を掛けるばかりでなく、立ち会う職員も拘束される。さらに、来庁時間が重なった他の調査員を待たせることを避けるためには、閲覧場所及び職員を複数確保する必要も生じるなど効率が悪い。 また、調査区に精通した調査員の高齢化による引退や、プライバシー意識の向上による調査実施の難化により新たな調査員の確保に苦慮している中で、確保した調査員は調査区に詳しくない場合も多く、転記誤りにより訪問先を間違えるなど、トラブルが生じることがある。 現に、調査員からも、「他の書類は複写できるのに、世帯一覧のみ複写できないのはなぜか」、「調査後は処分するので複写できないか」、「調査員を信用してほしい」などの意見が寄せられるなど、調査員の理解を得ることが困難な場合が多いのが実情である。 世帯一覧には個人情報記載されているが、閲覧内容を記載した記録簿を作成していることや、調査員には守秘義務が課せられていることから、安全性は一定担保されていると考える。さらに、立ち会う職員による必要最小範囲の部分の複写や、マニュアル等を作成し、複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることで、個人情報流失のリスクをより軽減できるものと考える。	調査員の転記時間や立会いのための職員の拘束時間が短縮される。 調査に要する時間と労力が軽減されるとともに調査区の把握が容易になることで、地域に精通していない調査員にも依頼しやすくなり、調査員確保に資する。 転記誤りをなくせることにより精度の高い調査がより効率的に実施できる。	国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査区要図閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日総務省統計局長決定 最終改正 平成23年6月17日)	総務省	松山市	参考資料添付	旭川市、鹿角市、ひたちなか市、相模原市、福井市、軽井沢町、高山市、東浦町、城陽市、伊丹市、出雲市、徳島県、高松市、武埴市、大村市、宮崎市	○100世帯以上の世帯を転記する場合もあり、調査員に過大な負担となっている。 ○限られた人員体制で事務を進めているため、調査員の転記時間や立会いのための拘束時間は他の業務に支障が生じている。調査員確保が難しい状況の中、転記等に係る指導により辞退者が増加している。調査員からは、法令遵守と調査の円滑実施のどちらを優先しているのかとの声もある。国民への周知により理解を得ることは可能だと考える。よって、統計法施行令や施行規則等の改正により、円滑な調査実施に向けての検討を求める。 ○調査員の人員不足や個人情報保護意識の高まりから、調査が困難となる中、調査員には調査の重要性を理解していただき、調査を引き受けてもらっている。さらに65歳以上の調査員が大部分を占めている為、調査員の負担軽減や調査活動の効率化をするためには、国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能としていただきたい。 ○市民のプライバシー意識の高まりに加え、核家族化・共働き世帯の増加により訪問時の不在確率が増加しており、調査員からの調査世帯一覧の閲覧ニーズは高い状況にある。調査員の確保が難しくなっている中、調査員に居住する地域外の調査区を依頼するケースが増えていることや、ある程度時間に余裕がある高齢の方を調査員に依頼するケースが増えていることから、閲覧転記ではなく、複写を可能にすることで、調査員の労力が軽減でき、調査員の確保に資すると考える。 ○各種統計調査において、調査区確認に国勢調査情報の利用が可能な場合には、統計調査員の方々が国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧の閲覧、転記、又は複写を行っている。毎月、調査員の方々が閲覧に求めているが、統計調査員の確保が難しい状況であるにも関わらず、調査世帯一覧の転記には平均1時間程度の時間が必要なので、調査員の方々に負担を掛ける状況となっている。また、全数調査の調査期日時点前後の2週間、職員が調査対象の方々からの問い合わせの対応に手一杯であるにも関わらず、閲覧中の調査員に立ち会わずに済むを得ない状況となり、職員への負担も大きなものとなっている。	国勢調査の調査世帯一覧は国勢調査を正確に行うために作成しているものであり、同一一覧には氏名や世帯員数などが記載されていることから、これらの情報については調査票情報と同様、厳重に取り扱う必要がある。 一方で、国勢調査の調査区は各種統計調査の基礎的な地域単位として利用されていることから、調査区関係書類(調査区地図及び調査区一覧表)、調査区要図及び調査世帯一覧については、事務取扱要領に基づき、閲覧等の申請・承認を行っているところである。 具体的には、事務取扱要領においては、秘密保護の厳格な適用を図る観点から、調査区地図及び調査区一覧表の閲覧のみでは調査地域の確認が困難な場合に限り、調査世帯一覧については必要最小限の範囲での閲覧を承認することとしているところである。 よって、調査世帯一覧については、各種統計調査の調査地域を正確に把握するために、必要最小限の範囲のみを閲覧するものであって、支障事例にあるような、調査員の大半が閲覧を要すること、転記に1時間程度を要すること、100世帯以上を転記することなどは想定しておらず、調査地域の境界付近にある数世帯分を確認するためであれば、閲覧・転記で十分と考えているところである。 他方で、調査世帯一覧の閲覧における取扱いについては、調査環境の変化や調査員の高齢化など統計を取り巻く環境の変化に対応することも重要であることから、調査事務に係る負担軽減や情報漏えいリスク等を十分に考慮するとともに、他の市町村からの意見等も聴きながら、提案に対する方向性について検討してまいりたい。	国勢調査の調査世帯一覧は、調査票情報と同様に厳重に取り扱う必要があり、その閲覧・転記は、調査区要図によってもなお調査地域の確認が困難な場合に限って必要最小限の範囲でさせるべきことは十分に認識している。 しかしながら、地域に精通した調査員の高齢化による引退やプライバシー意識の高まりにより調査環境が難化する中で、調査区に地理感のない市民を職員が粘り強く説得してどうにか調査を依頼できている現状において、そのような調査員からの強い要望があることや調査員及び職員の負担軽減などの観点から、調査世帯一覧の一定範囲の閲覧・転記を認めざるを得ないのが本市の実態である。 調査員は、調査区関係書類(調査区地図、調査区一覧表)や調査区要図の閲覧・転記・複写から始まり、さらに調査世帯一覧の閲覧・転記に当たっては、自身の担当する地理感のない調査地域を把握するとともに転記誤りによるトラブルを防ぐために入念な確認を必要があり、これら一連の作業に1時間程度を要している。 情報漏えいリスクについては、提案時に述べたように、調査員に守秘義務が課せられていることから、一定担保されると考えられ、さらに、立ち会う職員による必要最小部分の複写や、マニュアル等を作成して複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることでリスクはより軽減できると考える。 以上のことから、統計調査の効率化と調査員及び職員の負担軽減、調査員の確保などのため、今回の提案実現に向けては是非とも具体的なスケジュールの下での速やかな検討をお願いしたい。	—

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.29閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
35	—	—	【全国市長会】 事務負担軽減に向けて対応を求める。		市区町村職員及び調査員の事務負担軽減を考慮し、国勢調査の調査世帯一覧の閲覧・転記に加え、必要最小限の範囲の複写も承認する方向で検討したい。 なお、調査区関係書類等の閲覧は現在継続中の事務であり、閲覧方法の変更により事務の円滑な実施に支障が生じる可能性もあるため、今後地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年度内に方針を決定し、速やかに閲覧事務取扱要領の改正を行う。	6【総務省】 （14）統計法（平19法53） 国勢調査（5条2項）の調査世帯一覧については、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で、地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平30＞ 6【総務省】 （12）統計法（平19法53） （1）国勢調査（5条2項）の調査世帯一覧の閲覧申請に係る取扱いについては、必要最小限の範囲で調査世帯一覧の複写が可能であること及び具体的な運用方法を、地方公共団体に2019年中に周知する。	周知	令和元年12月	国勢調査の調査世帯一覧の閲覧について定めている「国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領」（以下、「要領」という）において、閲覧の方法として複写を追加する改正を行い、改正後の要領と閲覧事務に係る留意点について令和元年12月に地方公共団体に周知を行った。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規民間提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料	
158	B	地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設の範囲に文化施設等を追加すること。	本県では市町村合併が進まなかった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱い。民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない現状がある。 また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘されており、PFI等の運営手法については、一定の収益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホールといった劇場型施設や公民館等)については収益性が見込まれにくい。 一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性や公益性を確保しながら、山間など民間委託等が困難である地域においても事業の実施が可能となり、効率的・効果的な運営を期待することができる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考ええる。	各地方公共団体の文化施設等を共同して管理・運営することにより効率化が図られる。	地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省	奈良県	—	—	—	提案の文化施設の設置・管理における地方独立行政法人の活用については、今後、具体的に生じている支障について精査を行いつつ、検討する。	提案の実現に向けて、法改正を含め必要な検討を進めていただきたい。	—
159	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていくためには、今後一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考ええる。	公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県	—	ひたちなか市	○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択のひとつとなり得る。	学校教育法第5条が「学校の設置者は、その設置する学校を管理」することとしていることに関しては、同法を所管する文部科学省において、検討するべきものである。	公立幼稚園の管理運営の包括的な委託等について、学校教育法上の整理が行われ委託可能となった後には、地方独立行政法人の業務範囲の拡大についてもご検討をいただきたい。	—

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.25閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
158	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。			6【総務省】 （13）地方独立行政法人法（平15法118） 地方独立行政法人の業務の範囲（21条）については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	（未定）	（未定）	提案団体では、他の方策により支障の解決を検討しており、本件措置による支障解決が当面見込まれないこととなった。	
159	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体の具体的な支障等（学校法人の設置が困難、公立幼稚園の形態を希望）を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的にお示しいただきたい。 ○国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえると、一定の担保措置をとることにより、設置者の責任の下、設置者とは別の者に管理を委託することが可能ではないか。 ○幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人員体制を区分している訳ではなく、沿革からみても、幼稚園は、建学の精神に基づき、多様な設置主体により設置されてきたものである。 このような状況を踏まえると、提案への対応により公立幼稚園での実施が阻害される特別な教育内容や公権力の行使等があるとはいえないのではないか。 ○平成16年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育審議会答申から長期間が経過しており、提案団体の具体的な支障を踏まえ、2次ヒアリングまでに方向性を出していただきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。	学校教育法上の考え方として、公立幼稚園の管理運営を学校法人や地方独立行政法人へ包括的に委任することが可能となった場合には、地方独立行政法人法において、その業務の範囲に加えることについて検討を行うことは可能である。	6【総務省】 （1）学校教育法（昭22法26）及び地方独立行政法人法（平15法118） 公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省）	（未定）	（未定）	提案団体の検討状況を踏まえ、検討を進めるものとする。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

理 番 号	提案区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新制度実施団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
										団体名	支障事例		見解	補足資料
265	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	【現状】所有者等を確知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。 【支障事例】府内では、所有者や管理者が住民票を移動せずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してなおその所在の特定が困難となっている事例がある。その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されてより、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合が含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内か定かではない。	【効果】制度改正により空家等の所有者等の所在が確知されることにより、直接改善等の働きかけが可能となり、住環境の改善等が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、大分県、	—	いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、中野市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎県、	○ 近隣住民より空き地の不法投棄についての情報を受け、所有者に適正管理を依頼するため、登記簿謄本、住民票、戸籍謄本を取得したが、所有者の住所は文書、当該空き地のものしか把握できなかった。やむを得ず当該空き地あてに文書を送付したところ、返送されなかったため、転送されたものと想定されたが、転送先の住所が区では把握できなかったためそれ以上の対応は出来なかった。上記の事例では、所有者あて文書の転送先が把握できなかったことで区での対応がストップしてしまったが、郵便事業者から郵便転送情報の取得が可能になれば、空家等の状況は所有者等に通知することが可能となり、住環境改善等が図られる可能性が広がることとなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特記法の対象外だが、今後同様の事例が発生することが想定されるため、本制度改正による郵便事業者の郵便転送情報提供は空き地も対象として改し。 ○ 空家の所有者等を把握するため、固定資産税情報等について照会を行っているが、空家にも係らず、その所在地が現住所のままとなっているケースがある。この場合、郵便局に転居届が提出されれば、1年間の限定ではあるが、現住所から郵便物が転送されることから、空家の所有者等の所在の特定への有益な情報となる。故に、空家の所有者等に郵便物が転送先へ配達される場合において、行政側から求めがあった時には、それに応じて、その所在地を情報提供できるように改し。 ○ 当市でも同様に住民票を置いたまま移動したために空家の管理者等を確知できない事例が存在する。空家等の所有者等へ指導するための調査手段が拡充されることが望ましい。 ○ 当市においては、空家等の所有者等に適正管理を促すため、固定資産税の賦課情報などから所有者を特定し、所有者へ文書で改善を依頼しているが、所有者の所在地が当該空家のままになっている場合がある。このような場合は、文書が未送達となるか、他の住所へ転送され、正確な現住所を把握することが困難となる。このため、転送先の情報を入手することにより、所有者の正確な現住所を把握し、適正管理の依頼や空家等に関する情報の提供が可能となる。 ○ 既に挙げられている支障事例と同様に、空家の所有者等の所在を、登記・住民票・戸籍・選挙・国民健康保険・介護保険等の情報を調査しても書類上、空家の所在地に居住していることとなっている等、判明しない事例がある。郵便物の返戻情報がないことから、実際の居住地に転送されているものと推測され、転送先情報が所有者等の所在確認に重要な情報であるといえる。なお、当市では、約2,800件の空家のうち、500件の調査をしたところ、このような事例が概ね30件程度あり、過去郵便局に空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく調査を実施しようとしたところ、憲法第21条(通信の秘密)を理由に断られた経緯がある。 ○ 当市でも空家等の所有者等が住民票を移動せずに転出や転居している事例があり、空家等の適切な管理を促すため、文書を郵送すると郵便局において転送され相手方には届くものの、所在が特定できないため、所有者等と対面して直接改善を働きかけることができない。対応に苦慮するといった同様の支障案件が生じている。また、今後は、空家等の活用においても、所有者等の所在確認などを行うことができず同様の支障事例が生じることが懸念されることから、郵便転送先の住所情報の提供は、空家対策に有効であると考え。 ○ 当市においても、空家等の所有者が住民票の居住地を空家等においても、介護施設に入所している場合があり、入所している施設の開合を検討し、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条の対象にならない国土地交通省の調査結果、「居住地は住民票に記載されている場所であり、住民票のない介護施設は適用外」として回答されたことから、特定が困難になっている事例があり、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段に苦慮している。 ○ 明らかに居住が困難である空家を住所としている者にに対し、住宅の状態を知らせる通知を転送した結果、郵便局から返送されない事例があり、郵便転送情報を基に転送されたことになり、住環境の改善が図れないと考える。 ○ 当県内においても、固定資産税情報等を利用してもなお所有者の特定が困難となっている事例があり、「郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること」は所有者特定を円滑に進める一助となると考える。 ○ 住民票を空家住所に置いてそのまま転出・転居している場合、固定資産税情報においても住所が把握できておらず、所有者の住所特定が困難な事例がある。郵便物の転送情報は、所有者の所在特定において極めて有効な情報であることから、郵便事業者からの情報提供を求めることができるようにすべきと考える。 ○ 当市においても、所有者が住民票を移動せず施設等に入所しているなどの事例が多い。近隣住民や親戚等への働き取りなどにより対応しているが、緊急時等に所有者と連絡がとれないといった事態も想定され、郵便転送情報の利用は有効的な手段であると考え。 ○ 当市においても、支障事例と同様に所有者の所在の特定が困難である事例がある。空家対策の一環として、所有者と直接話をすることにより、空き家が適切に管理されるようになった事例は多い。そのため、制度が改正され、所有者の所在が特定されることにより、住環境の改善が図れると考える。 ○ 所有者等の確知には大変な労力を要すること。また、利用できる情報をもってしても有用な情報とならないことがあるため、郵便転送情報の利用は空家等の状況改善に資する意味は大きいものと考え。 ○ 空家等の所有者が転居等の届出をしないまま居所を移動している事業があり、電話等の連絡先も不明なことから、改善を依頼することもできない状態である。郵便の転送情報が利用できれば、所有者等へ空家等の現状説明や改善の依頼により、生活環境の保全に期待が持てる。 ○ 所有者が住民票を異動せずに転出している場合の対応は苦慮しているところである。法的根拠がない限り、民間事業所が情報提供することは難しいと思われる。 ○ 種々事情があり郵便転送手続きをしている人もいると思われるが、郵便転送情報の利用により所有者等の所在を確知でき、直接会って改善に向けて取得することができれば早急な問題解決につながる。一定の条件をつつてもよいので郵便転送情報の利用ができるよう強く要望したい。 ○ 当市においても、所有者や管理者が住民票を移動せずに転出している事例は多く、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等に加え、郵便転送情報を利用できることは、所有者等の所在を把握する手段として有効であるといえる。	【個人情報保護委員会】「個人情報保護法上、「法」に基づく場合」には、「個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得ることとは求められていない(同法第23条第1項第1号)。 ・仮に、郵便事業者が空家法第10条第3項に基づき「その他の者」に該当すると判断される場合には、本人同意がなくとも郵便事業者が市町村長に対して当該空家の所有者等の転居先情報を提供することについては、個人情報保護法上の問題はないと考えられる。 【総務省】郵便法においては、第8条第1項で信書の秘密を確保することが、同条第2項で他人の秘密を守ることが規定されています。郵便の転送情報については、これまで信書の秘密・他人の秘密に該当するものとして取り扱われていたことから、同情報を提供することについては慎重に対応すべきと考えています。なお、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中と承知しています。 【国土交通省】空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」と規定されており、ここという「その他の者」として、郵便事業者から情報提供を求めることは可能である。	個人情報保護委員会や国土交通省の回答では現行規定に基づき情報提供を求めることは可能とされたが、郵便事業者を所管する総務省の回答は「慎重に対応すべき」であり、郵便の転送情報が「信書の秘密」に該当することについては現在係争中とある。裁判所の見解として、転居届に記載された情報が「通信の秘密」に該当せず、「信書の秘密」にも該当しないこととなった場合には、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改定など、情報提供に向けた対応を促したい。加えて、現時点においても、本人の同意を得れば郵便情報を提供することは可能であることを周知するなど、市町村が空家対策を推進するために必要な場合における協力をお願いする。	
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。 当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	—	まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその職務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。	児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただく。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月28日閣議決定)記載内容 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
265	【船橋市】 空家等対策においては、所有者の所在の把握が困難を極め、対策が遅れてきたことから、空家法で税情報の内部利用を可能とする条文を規定する等、これまで取得できなかった情報を取得可能とした経緯がある。こうした経緯からも、郵便事業者がもつ転送情報も該当させるべきと考ええる。ついでには、転送先情報の開示が可能となるよう、空家法第10条の改正または、郵便法第8条の改正を強く求める。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【個人情報保護委員会】 ・個人情報保護法上、「法令に基づく場合」には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得ることは求められていない(同法第23条第1項第1号)。 ・仮に、郵便事業者が空家法第10条第3項に基づく「その他の者」に該当すると判断される場合には、本人同意がなくとも郵便事業者が市町村長に対して当該空家の所有者等の転居先情報を提供することについて、個人情報保護法上の問題は無いと考えられる。 【総務省】 郵便の転送情報については、信書の秘密に該当することについて現在係争中と承知しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の回答並びに当該係争状況を踏まえて、検討を行ってまいりたいと考えております。 【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求めることができる。」と規定されており、ここでいう「その他の者」として、郵便事業者から情報提供を求めることは可能である。	＜平29＞ 6【総務省】 (5)郵便法(昭22法165)、個人情報の保護に関する法律(平15法57)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の所有者等の把握に關し必要な情報として郵便の転送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の信書の秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平20総務省)等の改正について、引き続き検討する。 (関係府省:個人情報保護委員会及び国土交通省) ＜平元＞ 5【総務省】 (3)郵便法(昭22法165)、個人情報の保護に関する法律(平15法57)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 市町村(特別区を含む、以下この事項において同じ。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき空家等の所有者等の把握に關し必要な情報として日本郵便株式会社に提供を求めた郵便の転送情報については、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年総務省告示167号)の解説において明確化し、市町村及び日本郵便株式会社に令和元年度中に周知する。 (関係府省:個人情報保護委員会及び国土交通省)	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示167号)の解説等 令和2年3月	【措置済み】 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年総務省告示167号)の解説において、市町村(特別区を含む。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき空家等の所有者等の把握に關し必要な情報として日本郵便株式会社に提供を求めた郵便の転送情報については、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年総務省告示167号)の解説において明確化(令和2年3月1日付)。 また、同ガイドラインの解説の更新内容について、国土交通省から各都道府県及び各指定都市に対して事務連絡(「空き家対策等における「郵便転送情報の取扱い」について情報提供(平成29年地方分権改革提案事項)」)を发出(令和2年3月3日付)するとともに、総務省から日本郵便株式会社に対しても周知済み(令和2年3月2日付)。		
55	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否については、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務に関して、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に關して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に禁されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。	6【総務省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)	法律省令通知	【法律】平成30年6月27日公布 令和元年6月1日施行 【省令】平成31年2月5日公布 令和元年6月1日施行 【通知】情報連携の本格運用に係る周知(児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金)については(内閣府及び総務省)令和元年10月24日发出(厚生労働省)令和元年10月25日发出 【通知】情報連携の本格運用に係る周知(障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所施設措置費等国庫負担金交付要綱の一部改正について)(令和元年5月31日厚生労働省発出0531第4号厚生労働事務次官通知)等を各地方公共団体に對して发出し、当該事務を処理するための基準、運用について周知。 令和元年6月17日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月10日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。 児童入所施設については、「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」についての一部改正について」(令和元年10月18日厚生労働省発出1018第2号厚生労働事務次官通知)等を各地方公共団体に對して发出し、当該事務を処理するための基準、運用について周知。 同年10月30日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月24日に内閣府及び総務省から、同年10月25日に厚生労働省から、それぞれ各都道府県宛に通知。 障害児入所施設への入所等の措置に要する費用の徴収事務については、令和2年10月8日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月2日に内閣府及び総務省から、同年10月6日に厚生労働省から、それぞれ各都道府県宛に通知。		

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規員同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
56	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムによるやむを得ない事由による措置	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報で定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることもやむを得ない理由による措置の導入によりやむを得ない事由による措置の導入によりやむを得ない理由による措置の導入によりやむを得			

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.25閣議決定）に記載があるものは当該後継を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
56	－	－	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ型域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次にアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次にアリングまでにお示しいただきたい。	まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1）利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2）利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。	6【総務省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置（同法21条の6）を行った場合、児童入所措置（同法27条1項3号）を行った場合及び障害児入所措置（同法27条2項）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法56条1項及び2項）については、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平26内閣府・総務省令7）を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	法律 省令 通知	【法律】平成30年6月27日公布 令和元年6月1日施行 【省令】平成31年2月6日公布 令和元年6月1日施行 【通知】情報連携の本格運用に係る周知について （内閣府及び総務省）令和2年10月2日発出 （厚生労働省）令和2年10月6日発出	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）を一部改正し、障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合、児童入所措置を行った場合及び障害児入所措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備。 情報連携によって地方税関係情報の提供を受け当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を一部改正し、「「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単独等の取扱いについて」（の一部改正について）」（令和元年6月31日閣議決0531第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）、「「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単独等の取扱いについて」（の一部改正について）」（令和元年6月31日閣議決0531第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」等を各地方公共団体にに対して発出し、当該事務を処理するための基準、運用について周知。 令和元年6月17日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月10日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。 令和元年10月6日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月2日に内閣府及び総務省から、同年10月6日に厚生労働省から、各都道府県宛に通知。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規員同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
57	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置)①番号法別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。②地方税法上の守秘義務を削除した上での情報連携の方策について検討を行う。③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支援事例】身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	まず、事務の所管省庁において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。	身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を削除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	ー

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成28年12月28日閣議決定）記載内容 ※平30対応方針（平30.12.25閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
管理番号	見解	補足資料				措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
57	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、構成員から、費用徴収額の認定事務にはそもそも根拠法律に質問検査権が必要ではないか、また、地方税関係情報の情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形もあり得るのではないかと、この指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けること、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と担保措置を設けることによる各法律に基づく強制措置に係る費用徴収事務と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	まず、事務の所管省庁において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1）利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2）利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。	6【総務省】 (7)身体障害者福祉法(昭24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法18条1項)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法18条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法38条1項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。))に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省) (10)知的障害者福祉法(昭35法37)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1項2号)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法27条)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、知的障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。))に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)	法律、省令、通知 【法律】平成30年6月27日公布 令和元年6月1日施行 【省令】平成31年2月5日公布 令和元年6月1日施行 【通知】情報連携の本格運用に係る周知について (内閣府及び総務省) 令和2年10月2日発出 (厚生労働省) 令和2年10月6日発出	(7)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第6号)により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)を一部改正し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事項について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、地方税関係情報を追加するとともに、身体障害者福祉法を一部改正し、当該事務について、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備、情報連携によって地方税関係情報の提供を受け当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)を一部改正、「『やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて』の一部改正について」(令和元年5月31日障障発0531第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)等を各地方公共団体に対して発出し、当該事務を処理するための基準、運用について周知。 令和元年6月17日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月10日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。 令和2年10月8日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月2日に内閣府及び総務省から、同年10月6日に厚生労働省から、各都道府県宛に通知。	(10)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第6号)により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)を一部改正し、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事項について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に地方税関係情報を追加するとともに、知的障害者福祉法を一部改正し、当該事務について、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備、情報連携によって地方税関係情報の提供を受け当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)を一部改正、「『やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて』の一部改正について」(令和元年5月31日障障発0531第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)等を各地方公共団体に対して発出し、当該事務を処理するための基準、運用について周知。 令和元年6月17日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月10日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。 令和2年10月8日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月2日に内閣府及び総務省から、同年10月6日に厚生労働省から、各都道府県宛に通知。

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規員同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
58	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	【支援事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。 【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第111条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、朝倉市、熊本市	○本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。 扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないということであれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本来転倒であり、この提案事項に賛同する。 ○当市においても、費用徴収事務を行うにあたり、賦課認定、および費用徴収額の決定に税情報を職権として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。 情報照会が可能となることで、利用者側に求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。	まず、事務の所管省庁において、老人福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。	老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	—	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.29閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
58	【平和島市】 具体的に提供可能な特定個人情報の項目については、主務省令に委任されているものと解されるが、地方税法上の守秘義務の趣旨とも照らし合わせ、当該事務に係る情報提供については、国民の利便性の向上に寄与するものであることから、情報提供が許容されるよう規定整備が望まれる。	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはしめ型域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次にアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、老人福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能になると思料されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、老人福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、老人福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	まず、事務の所管省庁において、老人福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1）利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2）利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。	6【総務省】 （12）老人福祉法（昭38法133）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置（同法11条）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法28条1項）については、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平26内閣府・総務省令7）を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	法律、省令、通知 【法律】平成30年6月27日公布 令和元年6月1日施行 【省令】平成31年2月6日公布 令和元年6月1日施行 【通知】情報連携の本格運用に係る周知について （内閣府及び総務省）令和2年10月2日発出 （厚生労働省）令和2年10月6日発出	【法律】平成30年6月27日公布 令和元年6月1日施行 【省令】平成31年2月6日公布 令和元年6月1日施行 【通知】情報連携の本格運用に係る周知について （内閣府及び総務省）令和2年10月2日発出 （厚生労働省）令和2年10月6日発出	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）により、老人福祉法（昭和38年法律第33号）の一部を改正し、老人ホームへの入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備。 情報連携によって地方税関係情報の提供を受け当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を一部改正。 令和元年6月17日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月10日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。また、同年6月13日に、厚生労働省から、情報連携によって地方税関係情報の提供を受け当該事務を処理することが可能となった旨を各地方公共団体に周知。 令和2年10月8日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月2日に内閣府及び総務省から、同年10月6日に厚生労働省から、それぞれ各都道府県宛に通知。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
249	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく《障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号 別表第二 9、119	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県	一	宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高槻市、熊本県	○本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 ○小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながる可能性がある。 ○本県においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。 マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。	まず、厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務の処理における保険情報や収入情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある。それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。	情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。 収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。	一

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.25閣議決定）に記載があるものは当該後段を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定）	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
249	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ型域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理な扱いを被ることになってしまう、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。 ○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ また、並行して、内閣府（番号制度担当室）は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 ○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 また、並行して、内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	支給認定基準世帯員全員の保険加入情報については、情報連携が可能となるような必要な対応を検討して参りたい。 障害年金関係情報については、情報提供側において、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことが可能と判断されるのであれば、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。	<H29> 6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅴ）児童福祉法（昭22法164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表2の9）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭23厚生省令11）7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（給員保険法（昭14法73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22法50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体に当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理するなど、申請手続の簡素化を図るよう、申請手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）を一部改正し、障害の患者に対する医療等に関する事務（別表2の119）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）による特定医療費の支給に関する事務（別表2の119）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省） <H30> 6【総務省】 （14）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25 法27） （ⅰ）児童福祉法（昭22 法164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表2の9）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭23 厚生省令11）7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（給員保険法（昭14法73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22 法50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018 年中に通知する。 （関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省） 〔措置済み（平成30 年8 月1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕 （ⅱ）難病の患者に対する医療等に関する法律（平26 法50）による特定医療費の支給に関する事務（別表2の119）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平26 厚生労働省令121）8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（給員保険法（昭14 法73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22 法50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭26 法191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018 年中に通知する。 （関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省） 〔措置済み（平成30 年8 月1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕	（ⅳ）法律等 （ⅴ）法律等	（ⅳ（前段）） 【通知】情報連携の本格運用に係る周知について （内閣府及び総務省）令和2年10月2日発出（厚生労働省）令和2年10月6日発出 （ⅳ（後段））平成30年8月1日 （ⅴ（前段）） 【通知】情報連携の本格運用に係る周知について （内閣府及び総務省）令和2年10月2日発出（厚生労働省）令和2年10月6日発出 （ⅴ（後段））平成30年8月1日	（ⅳ（前段））地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を一部改正し、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加。 情報連携によって医療保険給付関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を一部改正し、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務について、当該事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を一部改正、その旨を令和元年9月30日に都道府県に周知。 令和2年6月15日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月8日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。また、同年6月11日に、厚生労働省から各都道府県等宛（難病小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務）に通知。 令和2年10月8日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月2日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。また、同年10月6日に厚生労働省から各都道府県等宛（難病小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務）に通知。 （ⅳ（後段））情報連携の対象となっていない給付に係る情報について、当該給付の申請者に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理するなど、申請手続の簡素化を可能とし、その旨厚生労働省から地方公共団体に対し周知済み。 （ⅴ（前段））地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を一部改正し、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加。 情報連携によって医療保険給付関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を一部改正し、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務について、当該事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を一部改正、その旨を令和元年9月30日に都道府県に周知。 令和2年6月15日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月8日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。また、同年6月11日に、厚生労働省から各都道府県等宛（難病小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務）に通知。 令和2年10月8日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月2日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。また、同年10月6日に厚生労働省から各都道府県等宛（難病小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務）に通知。 （ⅴ（後段））情報連携の対象となっていない給付に係る情報について、当該給付の申請者に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理するなど、申請手続の簡素化を可能とし、その旨厚生労働省から地方公共団体に対し周知済み。	

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (理念の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新議員団体提案及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
273	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体 が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空 き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合 は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管 理を求めている。 しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相 続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは 最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が 疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管 理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支援事例】 放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早 急に対応する必要があるが、地方自治体としては、個人情報 保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供すること ができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何 らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほ か、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が 滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責 任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化 (市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、 事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10 条、12条	総務省、法務省、 国土交通省	兵庫県、 洲本市、 和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市	一	鹿角市、いわき市、ひたち なか市、桐生市、小田原 市、三集市、多治見市、静 岡県、豊橋市、伊丹市、浜 田市、新居浜市、田川市、 大村市	○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するとい う相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任 者に誰もならず、空家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不在 となった空き家については、法で国庫に帰するところのだから、即時誰が介入 し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空 き家の対応が少なからず進むと考えられる。 ○ 当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を 確知できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対 して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 ○ 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きが なされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産 管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相 続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設 定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○ 相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されている ケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し 合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。 ○ 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管 理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であ って建物の管理責任は負っていないという認識の方が多いように感じる。そこで、地 方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようになれば責任者の所 在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減 と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○ 当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが 困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えるこ とが、空家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素 化されたが、さらに必要費用を安価にすることなども検討すべきではないかと考 える。 ○ 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、 法定相続人が多数にわたった場合があった。個人情報保護の観点から、他の 法定相続人の情報を提供することができなかったが、本人が電話番号を伝えるこ とを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至 ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早 急な空家等対策に苦慮している。 ○ 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を 求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物 に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に 至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定 できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。 ○ 問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるた め、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが 期待できる。 ○ 状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長 年放置されている事例が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間 による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状 況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中 で代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務 負担の軽減につながる。 ○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、 法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大き く、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であ ると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。 ○ 当市においても1件の空き家に対し6～7人の共有者がいる例がある。納税代 表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して 次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが県外在住者のため話をとりま とめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問 題解決につながると思われる。 ○ 住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等 は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適 正管理の指導を行うが、法定相続人の中で納税義務者の決定が進んでい ないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することが できれば円滑な対応が図れる可能性が高まる。	民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属 する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を 負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指 定し、同様に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の 権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える 責任を負わせることになりかねず、困難である。 地方税法において、地方税の適正な償還管理に資するため、法定相 続人の1人を代表者に指定できるのと同様に、公益的かつ緊急的な課題 を抱える空き家についても空家家の適正管理に資するよう法定相続人 の1人を代表者として指定できるようにすべきである。		

総務省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月28日閣議決定）記載内容 ※ 平30対応方針（平30.12.25閣議決定）に記載があるものは当該後段を<平30>として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
273	—	—	【全国市長会】 慎重に検討されたい。 ただし、支障事例が多数あるため、当案を含め、解決策を積極的に検討すること。	地方公共団体が法定相続人の中から代表人を指定し、その代表人から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる（義務づけ）仕組みを検討すべきではないか。 また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表人に情報提供できる仕組みを構築するべきではないか。	【総務省】 ○複数の相続人の中から特定の相続人を代表者として指定した場合、当該者が自治体からの助言等を他の相続人へ伝達する相続の共有特分を超えた責任を負う結果となることから、地方公共団体の責任で指定を行うことは困難である。 ○地方税法における規定において、相続人の中で書類を受領する代表者が指定できる場合は、相続人のうち一部が相続人であるか明らかでない場合（相続に争いがある場合等）に限られており、相続人の生死又は住所が不明である場合は含まれないと解されている。また、代表者に指定された者は書類を受領する権限を有するものであり、相続人間の伝達や調整についての規定はない。 ○一方、空家法では、個々の所有者等に対して助言・指導を行うことにより、自発的に特定空家等の除去等を促すことを目的としており、所有者等が多数の場合には、書類を的確に送達するため、内容証明郵便等の活用を「特定空家等に対するガイドライン」で示している。 ○なお、空き家対策に取組む地方公共団体等が具体的課題等について対応方針を協議・検討していく「全国空き家対策推進協議会」（平成29年8月31日設立）等において、国土交通省を中心として、関係省庁が連携して、当該事例を含め、地方公共団体等が直面する課題等の解決に向けて支援していく。 【法務省・国土交通省】 ○民法上「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同一人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。 また、法定相続人の1人を代表者として、除却等を内容とする助言・指導、勧告、命令に係る書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役を担わせることは、除却等を求める処分の対象を特定の者に限定することになり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねないため、困難である。 ○地方税法第9条の2第2項の規定は、相続人のうち一部が相続人であるかどうか明らかでない場合（相続に争いがある場合等）に、書類の送達の特例として、相続人の中で書類を受領する代表者を指定するものである。また、納税の告知書等が、代表者に送達された場合には、その書類に係る処分は、指定に係るすべての相続人に対して効力を生ずる。 同条の規定は、あくまで相続に争いがある場合等の規定であり、単に相続人の住所等が不明又は相続人が多数な場合には適用されないと解されており、地方公共団体は、相続人全員に対して書類を送達する必要がある。 ○他方、空家法では、空家の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令が規定されているが、これらの措置のうち助言・指導、勧告については、直接的な法的効果はないものの、関係権利者全員に対し除却等の必要性を理解してもらい、自発的な除却等の措置を促すためのものである。また、命令については、それに反した場合には原則の適用があるほか、代執行の前提となるものであるため、関係権利者全員に対して行うべきものであると考える。 なお、所有者等が多数の場合には、内容証明郵便等の活用により助言・指導、勧告の手続きを行うなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方法をガイドラインで示しているところ。（「特定空家等に対するガイドライン」） ○ 空き家対策に取り組む地方公共団体が、具体的課題について対応方針を協議・検討していく「全国空き家対策推進協議会」が平成29年9月1日に設立され、空家所有者の効率的な探索方法や所有者不在空家等に係る財産管理制度の活用推進方策等について、当該協議会で検討することとされており、国土交通省としては、こうした協議会の場を活用し、法務関係団体等とも連携して、具体的な課題の解決に向けて取り組んでいきたい。	6【総務省】 (16)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (イ)空家等の管理については、所有者等間の協議等を促すことにより空家等の自発的な適正管理を促進している事例、所有者等間の同意の下代表者を指定することで空家等の適正管理を行っている事例、空家等の保全行為について地方公共団体が確知している所有者等に助言等を行っている事例など、空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成30年中に情報提供する。また、地方公共団体における空家等対策に資するよう、これらの収集事例に加え、法に基づく世帯の事例等の知見の蓄積を踏まえて、空家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。 （関係府省：法務省及び国土交通省） (ii)空家等の管理の在り方については、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討する。 （関係府省：法務省及び国土交通省）	(イ)通知等 (ii)基本指針の変更	(イ)平成30年12月27日 (ii)令和3年6月30日	(イ)空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について地方公共団体に対してアンケートを実施。当該アンケート結果をとりまとめ、平成30年12月27日に国土交通省HPにて公表し、地方公共団体に情報提供を行った。 (ii)全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえ、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(基本指針)の変更を行い、所有者等の管理責任について、特に所有者等の適正な管理に係る意識が希薄となりやすい場合等も含めて所有者等が自主的に対応する責務があること等を明記した。	